1. 特別警報とは

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などに関する従前の警報に加え、それをはるかに 超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特 別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけることとなっている。

2. 特別警報の発表基準

(1) 気象

大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪が"数十年に一度"起こる現象と予想される場合

(2) 地震

緊急地震速報(震度6弱以上)が特別警報に位置づけられる

(3) 津波

高いところで3メートルを超える津波が予想される場合

3. 本校学生の取るべき行動

特別警報が発表された場合、本校学生は直ちに身を守るための行動をとる。

(1) 校内にいる場合

- ①気象に関する特別警報が発表された場合 特別警報が解除されるまで、教室、研究室、寮等にとどまる。
- ②地震に関する特別警報が発表された場合 緊急地震速報を受けてから強い地震が来るまでの時間が短いので、直ちに机の 下に隠れるなど身を守る行動をとる。
- ③津波に関する特別警報が発表された場合 講義棟・二学科共用実験棟・三学科共用実験棟・共同研究棟・学生寮の最上階、 又は多目的学生教育棟に直ちに避難する。

(2) 自宅等にいる場合

- ①気象に関する特別警報が発表された場合 特別警報が解除されるまで、登校は控え、待機する。
- ②地震に関する特別警報が発表された場合 直ちに机の下に隠れるなど身を守る行動をとる。
- ③津波に関する特別警報が発表された場合 沿岸部や川沿いに住居がある場合は直ちに近隣の高台に避難する。

(3) 上記以外の場合

本校や自宅等を離れた場所において特別警報が発表された場合は、学生は直ちに身を守る行動をとる。

4. 本校への安否の連絡

特別警報にかかる気象や自然災害等の状況が比較的安定したと判断された場合、自分の安否を水産大学校の安否連絡アドレス(suidai_anpi@fish-u.ac.jp)に連絡し、保護者にも連絡する。(家族や親類間などの安否確認のためには「NTT 災害用伝言ダイヤルサービス」(171)や携帯各社の「災害伝言板サービス」等が有効。)

5. 教職員からの指示

特別警報下で身を守るための行動をとっている場合においても、さらなる安全確保 のため教職員が行動指示をすることがある。

付則

この取扱は、平成25年10月15日から施行する。